## 富士見市都市計画基本方針策定委員会条例の制定について

## 1 内容

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に基づく、都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)を策定するため、市長の諮問に応じ、調査審議する機関を設置するため条例を制定するもの。

## 2 条例施行日

平成31年4月1日施行

## 富士見市都市計画基本方針策定委員会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する基本方針(次条において「都市計画基本方針」という。)を策定するため、富士見市都市計画基本方針策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、都市計画基本方針について調査審議し、市長 に答申する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 市民
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長に答申した日までとする。ただし、委員が 欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意 見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 委員会に諮って定める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。